

愛知県安全なまちづくり条例（平成十六年三月二十六日条例第四号）抜粋

第七章犯罪の被害者等に対する支援

（被害者支援の推進体制）

**第三十三条** 県は、犯罪により被害を受けた者又はその遺族（以下「被害者等」という。）の支援に携わる事業者、ボランティア及び学識経験者並びに被害者等の支援に係る機関と協働して、被害者等の支援に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

（被害者等に対する支援）

**第三十四条** 県は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十二条第三項に規定する犯罪被害者等早期援助団体等と協働して、被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

（被害者等に対する協力）

**第三十五条** 県民等は、地域社会の連帯には、被害者等の平穏な生活の回復が必要であることについて理解を深め、前条の規定に基づき県が実施する支援に協力するよう努めるものとする。